

障害者差別解消支援地域協議会設置・運営暫定指針の論点に
対する御意見について

田門浩 委員

1 協議会を設置する趣旨

① 以下の項目を明示することで良いか。

- i 国及び地方公共団体の機関等において、障害者差別解消支援地域協議会を組織することで、地域において障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止等を推進するためのネットワークを構築すること。
- ii 協議会においては、必要な情報の交換、障害者からの相談及び相談事例を踏まえた差別解消のための取組に関する協議、を行うこととする。
- iii 各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

② 他に趣旨において明示すべき視点は何か。

- i 本暫定指針の性質について
- ii 障害者差別を禁止する同趣旨の条例との関係について

① ii について

「差別解消のための取組に関する協議、を行うこととすること」

↓

「差別解消のための取組に関する協議を行い、構成機関等による調停やあっせんを含む様々な取組による差別の解決を後押しすることとすること」（内閣府 Q&A 問 16-2 及び問 16-4 参照）。

（理由）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法」という）第 18 条によれば、本協議会は、「協議機関」ということになる。

ただし、形式的に協議をするだけでは十分ではない。内閣府 Q&A 問 16-1 回答 1 によれば、「それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進されることが必要」、問 16-2 回答 2 によれば、「当該事案を踏まえた具体的な差別の解消策等について協議する」とある。また、問 16-4 回答 2 によれば、「行政措置の権限を有する行政機関等に橋渡しをしたり、調停やあっせん等の機能を有する既存の紛争解決機関へ結びつけていく、という形で問題の解決を後押ししていくことが、重要である」とされている。さらに、法第 18 条第 2 項によれば、「協議の結果に基づき、当該相

談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行う」ものとされ、それには構成機関等による調停やあっせんも含まれる。

これらの点を踏まえれば、上記のように記載するのが適当である。

なお付言するに、当事者があっせんを求めてきた場合は、次のような手順で進められるべきである。

まず、法第14条は、「国及び地方公共団体は、…障害を理由とする差別に関する紛争の…『解決』を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする」としている。したがって、法第17条の協議会は、紛争解決機能を持つべきである。そして、この紛争の解決を図る体制として、少なくともあっせんを行う体制の整備が求められていることになる。

もし、国及び地方公共団体で、あっせんを行う体制が整備されていなかった場合は次のような手順で進められるべきである。まず、あっせんを行うことは、関係機関ないし17条2項の構成機関の差別解消のための取組の一つである。そして、あっせんを求める具体的な相談事例が本協議会に上がってきた場合、協議会は、まず、あっせん（紛争解決）をすべき機関を決めなければならない。それは、たらい回しを避け（内閣府Q&A問16-1回答3）、差別解消取組を効果的かつ円滑に行うために必要なことである（法第17条1項、第18条1項）。その次に、当該機関に対して、法第18条第3項の「必要な協力を求めることができる」という条項に基づいてあっせんを行うよう求めることができると解される。担当機関があっせんを行わない場合、また、他にあっせんを行う機関がない場合は、本協議会が相談事例に応じた具体的な差別解消策を決めなければならない（内閣府Q&A問16-2回答1）。関係機関・構成機関は、本協議会で決めた差別解消策に基づいて差別解消の取組を行わなければならない（法第18条2項）という仕組みとなる。

iiiについて

各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組を実施すること。

↓

各構成機関等は、協議の結果に基づき、当該相談事例を踏まえ、差別解消のための取組（あっせんを行うことも含む。）を実施すること。

2 協議会の基本的な仕組み

① 協議会の組織

- i 地方公共団体の区域において協議会を組織できるとあるが、この地方公共団体の区域についてどのように考えるか。
- ii 都道府県の区域、市区町村の区域の双方で組織した場合に期待される機能や相互の関係性についてどのように考えるか。

都道府県と市町村のどちらでも組織できるとすることに原則として異議はないが、当事者団体の関与、事例の蓄積、利害相反等の点から、基本的には都道府県で設置する協議会を中心にすべきである。そして、都道府県についてはすべての都道府県に組織するのが望ましい。中核市・政令市の扱いをどうするかは整理が必要となるが、都道府県、市町村の双方で設置する場合は、ルールを決めておく必要がある。

障害当事者団体としても、あっせんも含む協議・取り組みを行う場合は、都道府県で設置する協議会の方が取り組みやすく現実的であるとのことであり、また、市町村によっては同種の障がいのある人々の人数が少なくケースの蓄積がない場合も想定される。

さらに、障害者と地元関係者並びに市町村の関係機関との間の人間関係を考慮すると、市町村内では利害対立が生ずることも少なくないと思われる。

② 構成者

- i 協議会を構成する国の機関として参加が期待される機関はどこか。
- ii 地方公共団体で参加が期待される機関はどこか。
- iii その他、具体的にどのような構成員の参加が期待されるか。

i 及び ii について

差別解消を主体的に取り組める機関が望ましい。

iii について

人権擁護の観点から、弁護士委員の参加が必要不可欠である（法第 17 条 2 項 2 号ないし 3 号）。

差別の解消のためには、障害者当事者団体の協力が必要不可欠であり、当該差別事例に関わる種別の障がいのある人の当事者団体を構成員とすることは必須である（法第 17 条 2 項 2 号ないし 3 号）。

③ 運営方法

- i 代表者会議や実務者会議などの階層別の会議体や部会を設ける必要はあるか。設けるとすれば何が期待されるのか。
- ii 地方公共団体のどの部局が庶務を担当することが望ましいか。
- iii 事務局機能として期待されるものはあるか。

i について

階層別の会議体、部会は必要である。

具体的には、障害の種別ごとに部会を設ける必要がある。

種別に応じて部会を設け、当該種別の障害のある人の当事者団体を構成員に入れることによって、円滑な差別解消が期待できる。

ii について

差別解消を主体的に取り組める機関が望ましい。

iii について

また、協議会事務局において、各機関から受動的に事案を持ちかけられるのにとどまることなく、みずから構成機関等を回って能動的に相談事例を集められる機能が必要である。Q & Aの問16-1回答1によれば、「それぞれの地域の特性を踏まえた主体的な取組が推進されることが必要である」とあり、事務局は受動的でなく能動的に行動することが求められている。

3 協議会と相談窓口等との関係について

① 相談窓口について

i 新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図るうえで求められる視点について、どのように考えるか。

ii 紛争の防止又は解決を図るために必要な相談体制の整備に当たって求められる事項は、どのようなものが考えられるか。

iii 協議会の構成員でない相談窓口とどのように連携するか。

i について

各自治体において横出し条例、上乘せ条例は認められることを明示すべきであるとするが（衆議院付帯決議、参議院付帯決議、内閣府 Q&A 問4-1）、そもそも各自治体は、本法を根拠として、条例制定のなしに相談窓口等を設置することができると解釈すべきであり、その旨も明示すべきである。

ii 及び iii について

協議会事務局において、各機関から受動的に事案を持ちかけられるのにとどまることなく、みずから各構成機関等・相談窓口を回って能動的に相談事例を集められる機能が必要である。

② 協議の対象とする事案について

i 法第5条に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備に関わる相談等については、情報共有の対象とするか。

ii その他、法令、制度そのものに関わる相談の取扱いはどのようにするか。

i について

情報共有の態様となる。

(理由) 法第7条、第8条のタイトルは「障害を理由とする差別の禁止」とあり、それには同条第1項、第2項(社会的障壁の除去)も対象となっている。

また、障害者基本法4条2項により社会的障壁の除去を怠ることは障害者基本法第4条1項の障害を理由とする差別に含まれると解される。

ii について

情報共有の対象となる。

(理由) 法令、制度そのものについても、それに基づいて具体的事案において執行をするのが行政機関等である。それゆえ、法令、制度そのものについても、具体的事案における相談があれば、情報共有の対象となる。

4 協議会における情報の取扱いについて

○ 個人情報を協議会に提供する際の留意事項について

- i 本法と他の個人情報保護法令との関係はどのようになるか。
- ii 各機関から個人情報を提供する場合の留意事項はどのようなものが考えられるか。

障害者本人の同意が必要である。同意を得る際には、協議会とは何をする機関でどういう構成員が関わるのか、情報交換する構成機関等の範囲について説明をする必要がある。

5 既存の協議会との関係

① 法律や条例に基づく協議会との関係

- i 障害者基本法に規定する「都道府県等における合議制の機関」との関係について
- ii 障害者総合支援法第89条の3に規定する「協議会」との関係について
- iii 地方公共団体が独自に定める障害者差別に関する条例で規定されて

いる附属機関との関係について

- iv その他地方公共団体の条例で規定されている関連のある附属機関について

① 法律や条例に基づく協議会との関係

本協議会のネットワークとして、情報交換相手の一つに含めるのが妥当。特に、障害者総合福祉法に基づく自立支援協議会、障害者虐待防止法に基づく協議会等とは、機能が異なるものであるから、機能を明確に分離し、混同を避けなくてはならない。

② 法律や条例に基づかないネットワーク

- ・各地域で活用されているネットワークのうち、連携が可能な又は活用が期待されるものはどのようなものが考えられるか。

② 法律や条例に基づかないネットワーク

人権擁護の観点から、弁護士委員の参加及び弁護士会との連携は必要不可欠である。

また、障害当事者委員の参加、障害者当事者団体等との連携も必要不可欠であり、情報交換相手の一つに含め、積極的に活用すべきである。

③ 既存のネットワークとの関係

- i 障害者、家族等の当事者団体のネットワークとの関係について
- ii 障害福祉サービス事業者団体や福祉専門職団体等のネットワークとの関係について
- iii 医療・保健に関わる団体のネットワークとの関係について
- iv 教育、法曹、商工団体のネットワークとの関係について

③ 既存のネットワークと御関係

人権擁護の観点から、弁護士委員の参加及び弁護士会との連携は必要不可欠である。

また、障害当事者委員の参加、障害者当事者団体等との連携も必要不可欠であり、情報交換相手の一つに含め、積極的に活用すべきである。

6 その他

① 各分野に共通する横断的視点

協議会における障害別の委員の選出や情報保障の取り組みは、障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援のもとに行われ、「私たち抜きで私たちのことを決めないで」という障害者権利条約の理念を実現しなくてはならない。

下記、内閣府障害者基本計画（第3次）II-3. 各分野に共通する横断的視点（1）障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援を引用する。「障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体としてとらえ、障害者施策の策定及び実施に当たっては、障害者及び障害者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重する。障害者の政策決定過程への参画を促進する観点から、国の審議会等の委員（臨時委員、特別委員及び専門委員を含む。）の選任に当たっては、障害者の委員の選任に配慮する。特に障害者施策を審議する国の審議会等については、障害種別等にも配慮し、障害者の委員への選任を行う。その際、障害者である委員に対する障害特性に応じた適切な情報保障（注5 障害等により情報の取得が困難な者に対して、代替手段を用いて情報を提供すること。）等を確保する。また、これらの審議会等の会議資料等を始めとする障害者施策に関する情報の公開や障害者施策に関連する命令や計画等に関する意見募集（パブリックコメント）は、障害特性に配慮して実施する。あわせて、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進する。」

② 障害者政策委員会との関係について

内閣府 Q&A 問3-2によれば、差別解消に向けた施策は障害者政策委員会による監視の対象となると記載されている。そして、障害者当事者団体の代表が障害者政策委員会委員になっている。そうだとすると、本協議会を円滑に運用していくためには、本協議会を制度設計する段階から、障害者政策委員会を構成する障害者当事者団体の代表にも参画していただくことが適切ではないかと思われる。

③ 障害等により情報の取得が困難な者に対する情報アクセス保障について

相談窓口及び協議においては、視覚障害者、聴覚障害者等の障害等により情報の取得が困難な者に対して、個々のニーズに対応した適切な情報保障を行い、代替手段を用いて情報を提供すること（点字、音声読み上げ、手話、要約筆記（パソコン通訳を含む）等）が必須であることは当然の前提である。